



令和5年度 京田辺市介護保険サービス事業者等 集団指導②

京田辺市健康福祉部介護保険課

令和5年8月18日

令和6年4月1日から義務化

- ①感染症が発生し又はまん延しないように講ずべき措置
- ②業務継続計画の策定と研修・訓練の実施
- ③虐待防止のための体制整備
- ④認知症介護基礎研修の受講
- ⑤ハラスメント対策の強化について

既に義務化

①感染症対策の強化

令和6年4月1日から義務化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組が義務づけられます。

・委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等

『介護現場における感染対策の手引き』を参考にしながら、日ごろから感染に対する体制を整えるように努めてください。

『介護現場における感染対策の手引き』の掲載場所
厚生労働省HP ホーム > 政策について
> 分野別の政策一覧
> 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉
> 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html



①感染症対策の強化

令和6年4月1日から義務化

<委員会の開催>

感染症の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催すること。その結果について、職員等に周知徹底を図ること。（委員会はテレビ電話など情報通信機器を活用して行うことができる）
『介護現場における感染対策の手引き』P57以降を参照

<指針の整備>

事業所における感染症の予防・まん延の防止のための指針を整備すること。
当該事業所における「指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。

<研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施>

職員等に対し、感染症の予防・まん延の防止のための研修・訓練を定期的実施すること。
『感染症対策力向上のための研修教材配信サイト』（株式会社日本能率協会総合研究所）等を活用してください。

②業務継続に向けた取組の強化

令和6年4月1日から義務化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、以下の取組が義務づけられます。

・業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等

※厚生労働省より新型コロナウイルス及び自然災害発生時それぞれについて業務継続ガイドラインが示されておりますので、内容をご確認ください。

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・ BCPとは
- ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割
- ・ BCP作成のポイント
- ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等



介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・ BCPとは
- ・ 防災計画と自然災害BCPの違い
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割
- ・ BCP作成のポイント
- ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等



②業務継続に向けた取組の強化

令和6年4月1日から義務化

＜業務継続に向けた計画等の策定＞

BCPには、次の項目等を記載すること。

＜感染症に係るBCP＞

- ・ 平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立

＜災害に係るBCP＞

- ・ 平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携

＜研修の実施＞

定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。研修の実施内容も記録すること。

※認知症対応型共同生活介護においては、年2回以上開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。

＜訓練（シミュレーション）の実施＞

感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、BCPに基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施すること。

※認知症対応型共同生活介護においては、年2回以上行うこと。

③虐待防止のための体制整備

令和6年4月1日から義務化

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、以下の取組が義務づけられます。

・虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること

○運営基準に以下を規定

- (1) 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、**その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定**
- (2) 運営規程に定めておかなければならない事項として、「**虐待の防止のための措置に関する事項**」を追加
- (3) 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定

＜虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催＞

虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的
的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

・虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応すること。

③虐待防止のための体制整備

令和6年4月1日から義務化

< 指針の整備 >

虐待の防止のための指針を整備すること。

< 研修の実施、担当者を定めること >

従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

上記措置を適切に実施するため、**専任の担当者**を置くこと。

※当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

介護保険最新情報 vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.3) (令和3年3月26日)」

問1 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的にしなければならないのか。

(答)

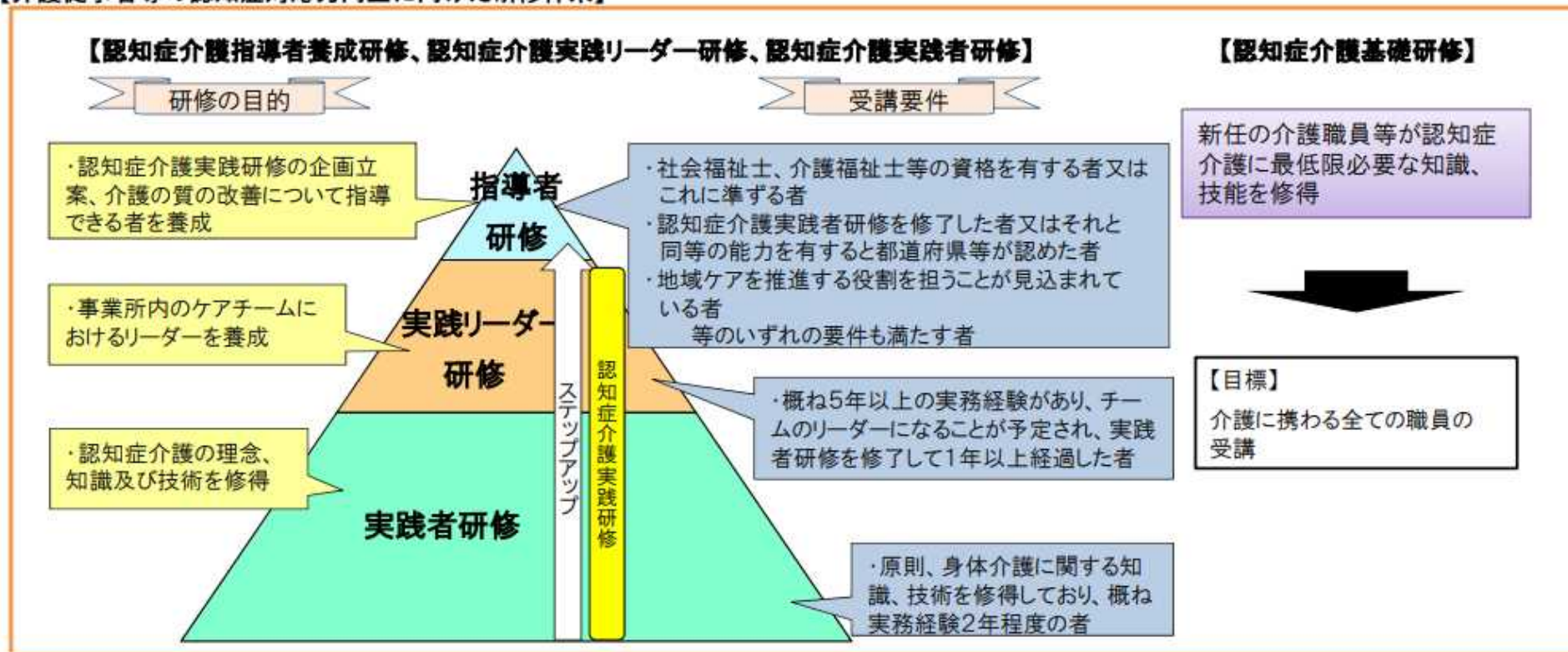
- ・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

④ 認知症介護基礎研修の受講

令和6年4月1日から義務化

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。（新入職員は1年の猶予期間）※居宅介護支援事業所を除く。

【介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修体系】



※各種研修について、質を確保しつつ、eラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。

④ 認知症介護基礎研修の受講

令和6年4月1日から義務化

令和5年度認知症介護基礎研修（京都府）の実施について

実施法人	社会福祉法人東北福社会認知症介護研究・研修仙台センター
受講対象者	介護保険施設・事業所等が当該事業を行う府内事業所において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等。
受講料	3,000円（消費税込）
申込方法	社会福祉法人東北福社会認知症介護研究・研修仙台センターの認知症介護基礎研修eラーニングシステム専用サイトから受講者が直接申し込みをしてください。 専用サイト: https://dcnet.marutto.biz/e-learning/ ※詳細な手順については、京都府HPに記載の、操作マニュアル【受講者用】をご確認ください。 https://www.pref.kyoto.jp/kaigo/ninntisyokaigokisokensyuu.html
備考	受講するには、受講者が所属する事業所による【事業所コード】の発行手続きが必要です。最初に事業所責任者の方が上記専用サイト内の【事業所登録フォーム】から発行手続きを行い、事業所コードを発行の上、事業所内の受講者へ通知してください。 申込にかかるお問い合わせは、上記専用サイト内の【お問合せフォーム】をご利用ください。

⑤ ハラスメント対策の強化について

既に義務化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、全ての介護サービスにハラスメント対策が求められるようになりました。

『介護現場におけるハラスメント対策マニュアル』等を参考にして、取組を行ってください。


※併せて、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることも推奨されております。

<事業者が講ずべき措置>

- ・事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

『介護現場におけるハラスメント対策マニュアル』等の掲載場所
厚生労働省HP ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉
>介護現場におけるハラスメント対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html



**介護保険課からは以上となりますが、引き続き集団指導を続けます。
高齢者等への福祉施策について、各担当よりご説明いたします。**